# イギリス新裁判官準則期における 告発後の取調べについて

和 田 進 士\*

目 次 第1章 はしがき 第2章 裁判所の判断 第3章 学説など 第4章 あとがき

## 第1章 はしがき

イギリスにおける被疑者取調べが現在のように1984年警察・刑事証拠法 (Police and Criminal Evidence Act 1984)(以下,PACE)と実務規範 (Codes of Practice)によって規制される以前は,新裁判官準則(Judges' Rules)による規制が存在した。「警察官がある犯罪について何人かに取調べを含む捜査を行い,その者を当該犯罪で告発(charge)するに足る証拠を入手するに至る場合には,遅滞なくその者を告発し,または当該犯罪で訴追されるかもしれない旨を告知しなければならない」と,新裁判官準則前文(d)<sup>1)</sup>は規定していた。また「告発され,または訴追されるかもしれない旨を告知された後,被疑者に対し当該犯罪について質問できるのは,例外的な場合に限られる。この質問は,第三者または公共に対する侵害ないし損害を予防しもしくは最小限のものにするため,または前になされた返答ないし供述のあいまいな点を明らかにするために必要な場合にすること

<sup>\*</sup> わだ・のぶひと 大阪学院大学准教授

ができる。このような質問をする前に、被疑者に対し次のようなことばで 黙秘権を告知しなければならない。『告発された犯罪(または訴追される かもしれない犯罪)について、いくらか質問したいと思う。質問に答える 義務はないが、答える場合には、質問と返答が書面に録取され、証拠とし て提出されることがある。』当該犯罪に関して発せられた質問およびこれ に対する返答は,同時にもらさず記録<sup>2)</sup>されることを要し,かつその記録 には、被質問者またはその者が拒否する場合には取調官が署名しなければ ならない」と,新裁判官準則3条(b)3)は規定していた。もしもこれらの原 則に従ったのであれば,警察が告発するに足る証拠を入手した時点以後の 質問は存在せず,直ちに告発され釈放されるか,質問されることなく身柄 を拘束されるであろうとされていた<sup>4)</sup>。PACE 以前の新裁判官準則期にお いて,新裁判官準則前文(d),新裁判官準則3条(b),そして1952年マジスト レイト裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1952) 38条 4 項<sup>5)</sup>(後の1980年 マジストレイト裁判所法 (Magistrates' Courts Act 1980) 43条 4 項<sup>6)</sup>) の 結合した効果は、告発するに足る証拠の存在する被疑者を質問することで さらなる証拠を獲得するために身柄拘束を延長する警察の自由を、潜在的 に強く抑制したとも言われている<sup>7)</sup>。本稿では,その中でも新裁判官準則 3条(b)について検討することとしたい。

- Judges' Rules and Administrative Directions to the Police, 2<sup>nd</sup> ed. (HOME OFFICE CIRCULAR No.89/1978), 1978, at 5.
- 2) 「新裁判官準則3条(c) このような者が質問を受け、または進んで供述する場合には、 その質問または供述の開始および終了の時間、場所ならびに立会人についての記録を作成 しなければならない。」

また新裁判官準則に伴う訓令 (Administrative Directions) 2 項も,新裁判官準則3条 (a)や(b)に従って黙秘権が告知された後で人が質問されるか供述する場合に,質問と供述の開始と終了の時間,場所,立会人についての記録を要求している (Id. at 8-9)。これは便宜上警察官のノートブックに記録し,困難を引き起こすべきではない日常事務とするべきとも言われていた [E. R. Baker and F. B. Dodge, Criminal Evidence and Procedure, 7<sup>th</sup> ed., 1981, at 104)。

3) Rules, id. at 6-7. 参照, 田宮裕「イギリスにおける「裁判官準則」の改正」判例時報 390号2頁(1964年)[捜査の構造(1971年)所収], 兒島武雄「拘禁中の自白」証拠法大 系 第2編自白66頁(1970年)、光藤景皎・刑事訴訟行為論96頁(1974年)、倉田靖司「イングランド及びウェールズにおける刑事訴訟の効率と起訴猶予(上)」法律のひるば29巻8号47頁(1976年)、庭山英雄「イギリスの未決拘禁」平場安治博士還曆祝賀現代の刑事法学(下)408-409頁(1977年)、東京三弁護士会代用監獄調査委員会・諸外国における未決拘禁の実態7頁(1977年)、土屋正三「イギリスの刑事裁判制度」警察研究49巻6号70頁(1978年)、佐藤正滋「英国の刑事訴訟構造に関する若干の考察」内田力藏先生古稀記念現代イギリス法370頁(1979年)、長沼範良「イギリスの警察留置制度」諸外国の留置制度68頁(1985年)、廣畑史朗「独・仏・英・米における捜査と身柄の拘束」」捜査研究1985年12月号49頁(1985年)、廣畑史朗「イギリスにおける犯罪捜査手続き(下)」警察公論41巻6号110頁(1986年)、井上正仁「イギリスの黙秘権制限法案(1)」ジュリスト1053号42頁(1994年)など。

- David Wolchover, The Police Bill and the Scope of Existing Powers of Detention for Questioning. The Law Society's Gazette, 23 November 1983, at 2981.
- 5) 「1952年マジストレイト裁判所法38条4項 人がある犯罪について無令状で身柄を拘束され,かつ身柄を拘束され続けている場合に,人は実行可能な限り速やかにマジストレイト裁判所の前に引致されなければならない。」
- 6) 1952年マジストレイト裁判所法38条4項と同じ内容である。
- David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, WOLCHOVER and HEATON-ARMSTRONG ON CONFESSION EVIDENCE, 1996, at 189-190.

# 第2章 裁判所の判断

Conway v. Hotten<sup>1)</sup> において合議法廷は,新裁判官準則3条(b)が違反されていたと判決した。警察はある時点で Conway に対して「あなたは告発されるであろう」と述べたが,その後問題となっている当該犯罪について質問した。当該発言は告発に相当するものとされた<sup>2)</sup>が,合議法廷はその違反は単に技術上のものであるとみなし,自白を許容するマジストレイトの判断に干渉しなかった。合議法廷は,関係していたより大きな問題に気がついていなかった<sup>3)</sup>。

1974年10月11日午後11時25分頃,上訴人は騒乱に巻き込まれた。上訴人は警察署に引致され房での身柄拘束後,12日午前5時頃に告発され保釈された。保釈後,房内からイグニション・キーの束が発見された。警察官は署外で上訴人に黙秘権を告知し,房内でキーを発見したことと質問したい

ことを告知した。上訴人は警察署へ引致されそのキーが彼のものであるのか尋ねられたが,返答を拒否した。午前5時25分頃,上訴人は当該キーに関連する犯罪で告発されるであろうと告知され,房に入りそのことについて考えるように言われた。20分後の午前5時45分頃,上訴人がいまだ黙秘権の告知下にあったことを思い出させながら,警察官は再び質問した。上訴人は自動車を盗む目的でキーを所持していたことを自白した。上訴人は,1968年セフト法(Theft Act 1968) 25条1項違反で告発された<sup>4)</sup>。Watkins裁判官は,次のように判決した。

「Archbold<sup>5)</sup>において、例外状況において従われる手続が明らかにされている。R v Collier、R v Stenning<sup>6)</sup>が言及されている。『訴追されるかもしれない』という準則の文言に限定されたその判例の効果は、警察官がそのとき取り調べている者に対して召喚を経て進むと判断した時点にその文言は言及しているということである。

しかしながらここで警察官によって述べられたのが『あなたは告発されるかもしれない (may)』ではなく、『あなたは告発されるであろう (will)』であったことから、それは事実上既に告発されたと述べるのと同じことであると、われわれに主張されている。」<sup>7)</sup>「上訴人に対して警察官が告発されるであろうと述べることは、裁判官準則3条の目的にとって事実上既に告発されたことを告知することに等しかった。それゆえ当該事件は3条の下でさらに質問することを正当化したであろう例外事例ではなかったので、警察は厳密に言えば3条に違反していたと、事実審理裁判官らは判決するべきであった。しかしながら自白は許容されないと判決することに事実審理裁判官らが拘束されたということには、当然にはならなかった。」<sup>8)</sup>

また R. v. Reid<sup>9)</sup> において,1980年10月8日午前7時に被告人は不法目的侵入と贓物関与罪で逮捕された。9日午後1時にソリシタが警察署に電話した際に,被告人は不法目的侵入で告発されるであろう(would)し10日朝には裁判所に引致されるであろうと告知された。9日午後2時25分に,

被告人は警察によってはじめて取り調べられたが質問に答えることを拒否した。午後4時にソリシタが再び電話した際に、被告人は当分の間告発されないであろうと告知された。午後7時と10日午前11時30分に、房において取調べが行われ被告人は自白した。午後11時に、被告人は不法目的侵入と贓物関与罪で告発された。告発すると決められた後に新裁判官準則前文に違反して取り調べがなされたことなどを理由に、被告人側は取調べの許容性に異議を唱えた。Monier Williams 裁判官は、次のように判決した。

「被告人は不法目的侵入について身柄を拘束されているだけではなく,一連の強盗について他の警察官らが彼を取り調べることを希望しているために身柄を拘束されていると,被告人のソリシタは第1回目の取調べが」「行われる前に告知された。10月9日木曜日午後1時までに不法目的侵入で被告人を告発することが決められ,それゆえその時点以後警察官によるこの事件に関する取調べはあるべきではなかったということが結論であるに違いない。他の警察署の警察官らが他の事件について彼に質問するために,彼を告発することが決められた後に告発することなく1つの警察署で警察官らによって人は身柄を拘束され得ない」100

- 1) Conway v. Hotten [1976] 2 All E. R. 213.
- 2) 告発されるであろうと告知される状況にまで黙秘権を告知する義務を拡張している [ K. W. Lidstone, ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE Evidence, 1978, at Footnotes 20 ]。
- 3) Peter Mirfield, CONFESSIONS, 1985, at 151.
- 4) Conway v. Hotten, supra note 1, at 213-215.
- T. R. Fitzwalter Butler and Stephen Mitchell, ARCHBOLD PLEADING, EVIDENCE & PRACTICE IN CRIMINAL CASES, 38<sup>th</sup> ed., 1973, at 687-688.
- 6) R. v. Collier and Stenning [1965] 3 All E. R. 136.
- 7) Conway v. Hotten, supra note 1, at 219.
- 8) Id. at 213-214. 参照,多田辰也「イギリスにおける被疑者取調べ」警察研究59巻2号37頁(1988年)[被疑者取調べとその適正化(1999年)所収],藤井紀雄「イギリス刑事訴訟法の研究-」大阪経済法科大学法学研究所紀要14号48-50頁(1992年), David Barnard, The Criminal Court in Action, 2<sup>nd</sup> ed., 1979, at 31-32: 3<sup>rd</sup> ed., 1988, at 33-34.
- 9) R. v. Reid [1982] Crim. L. R. 514-03.02.1982.

10) Id. at 514-515. 参照,稲田隆司「イギリスにおける自白法則の補完手段」熊本法学 116号97-98,100頁(2009年)。

# 第3章 学説など

#### 第1節 学 説

被疑者が述べた時間が午前か午後かといった供述中のあいまいな点を明らかにするための質問が旧裁判官準則では許されていたが,新裁判官準則3条(b)はそれよりも進んでいた<sup>1)</sup>。「第三者または公共に対する侵害ないし損害を予防しもしくは最小限のものにするため」という文言が,1930年内務省回状(Home Office Circular)<sup>2)</sup>をさらに拡張することを通じて考案された<sup>3)</sup>。しかし第三者または公共に対する侵害ないし損害を予防しもしくは最小限のものにするために必要な場合に告発後の質問を許すが,これが何を意味しているのか,またどのようにしてその必要性は判断されるのかについて新裁判官準則公布当初問題となった。今後の裁判で生じる問題に十分配慮せずに,新裁判官準則が起草された例であるとされた<sup>4)</sup>。

被疑者が実際にした供述中のあいまいな点を除去する場合を除いて,その供述に関して身柄拘束中の被疑者に質問してはならないと,旧裁判官準則7条に相当 り、保裁判官準則7条は1928 1929年警察の権限および手続に関する王立委員会(The Royal Commission on Police Powers and Procedure 1928-1929)(以下,リー委員会(Lee Commission))報告書(para. 165)に基づいた1930年内務省回状とともに身柄拘束中の者に質問が生じ得た状況を定義していた。1930年内務省回状は,以下の一節を含んでいた。「いくつかの事件においては,黙秘権の告知がなされた後に身柄拘束中の者に質問することが,適切かつ必要であるかもしれない。例えば不法目的侵入罪で逮捕された者が,彼が正式に告発される前に『私はその財産を隠すか捨てた』と言うかもしれず,そして黙秘権の告知後,彼は適切に『あなたはそれをど

こに隠したか捨てたのですか?』と尋ねられるであろう。また人が常習犯として正式に告発される前に,彼は彼が最後に刑務所を出所してから彼がやってきたことについて説明するように適切に要求される。」6)

新裁判官準則は旧裁判官準則同様に精密ではなく、「例外的な場合に限られる」というフレーズは新裁判官準則の一般的なことば遣いを考慮してほとんど実際的な効果はないとの見解があった<sup>7)</sup>。あいまいな点を明らかにすること以外に、第三者または公共に対する侵害ないし損害を予防しもしくは最小限のものにするために必要な場合に告発後の質問を許したことについて、先の不法目的侵入の事例はこの規定に含まれるが、新裁判官準則はこのような事例をはるかに超えて拡張し、被告人がそれについて何も述べていなかったところで盗品のありかを発見するための質問を許しそうであるとされた。このような質問は必然的に有罪に関連する情報を引き出し、そうして準則の精神に反するであろうことから、この規定は注意深く観察されることが必要であるとされた<sup>8)</sup>。

また侵害ないし損害を予防しもしくは最小限のものにする規定は合理的な自由裁量を警察官に与えるように幅の広いことば遣いで表現されているが、このような質問の際には黙秘権の告知がなされることになっていた。これは告発後時間が経過してからの質問を意図していたようであった。しかしながら告発直後の質問の場合であってさえ、当該規定の黙秘権の告知は強制的であるとの見解もあった<sup>9)</sup>。

こうして告発後に許される質問として,謀殺事件の凶器の場所や安全に確保しておかなければ人を害するかもしれない薬物などを発見するための質問,盗品のありかを発見するための質問,時間が述べられたが午前か午後か述べられていない場合のあいまいな点を明らかにするための質問などが挙げられていた<sup>10)</sup>。また爆発物が設置されその場所が突き止められていない場合や誘拐された被害者の運命が問題となっている場合も,新裁判官準則3条(b)の例外的な場合に該当するとされた。公共に対する可能性のある侵害の要素が存在していた。しかしこのような場合に,告発という段階

が決定的となる理由と黙秘権の告知が要求される理由について,人は疑問を抱くかもしれないとされた<sup>11)</sup>。

また一見したところ強盗で告発された者は強盗について質問され得ず, 盗品に関してなしたことについては質問され得たが,それは意図され得な いとの見解もあった<sup>12</sup>。

質問されると質問および返答は同時に記録されなければならなかった。 同時記録の目的は,質問が許されたタイプのものであったのかどうか,証拠として許容されたのかどうかを裁判所が判断することであった<sup>13)</sup>。同時記録が非常に望ましいことは,極めて明らかであった。新裁判官準則は,告発後にのみこれを要求していた。告発後に質問することは極端に制限されるので,その前からの記録が望ましいとされていた<sup>14)</sup>。

警察が告発すると決めた後にはもっとも害のない類のものを除いて質問はなされてはならないというのが、新裁判官準則であった。実際には新裁判官準則は、警察によって守られておらず裁判官も守らせていなかった<sup>15)</sup>。

取調べから得ることを期待するすべてを警察が得るまで新裁判官準則3 条(b)の下で継続する取調べについて,その恥知らずな事件を処理するため に裁判官の自由裁量が期待されたとの見解もあった<sup>16)</sup>。

#### 第2節 フィッシャー報告書

Henry Fisher は,次のように述べていた。イングランド・ウェールズでは,告発されるか告発されるであろう $^{17}$ )と告知される時点まで,身柄拘束中の者を取り調べることを警察は許されている $^{18}$ 。その後の質問は,例外的な場合においてのみである $^{19}$ )。

Confait 事件<sup>20)</sup>では,次のような違反が生じていた。Confait 謀殺と放火について3人の少年を告発するに足る証拠を入手した際に,DCS Jones は遅滞なく告発しなかった<sup>21)</sup>。新裁判官準則前文(d)への技術上の違反が存在した。遅くとも供述書面を完成させた時点である1972年4月24日から25日にかけての午後10時10分(Lattimore),10時40分(Leighton),午前1

時30分(Salih)には,DCS Jones は3人の少年を告発するに足る証拠を入手しており,そして彼らが告発されるであろうと告知したが,25日午後1時45分頃まで告発しなかった。告発を遅らせた理由の1つは,Leightonへのさらなる質問を可能にすることであった。Conway v. Hotten のように,このようなさらなる質問は<sup>22)</sup>告発されるであろうと告知した後に規定の例外状況が存在しないにもかかわらず Leighton になされており,新裁判官準則3条(b)に違反していた<sup>23)</sup>。

新裁判官準則前文(d)によって告発されるべきであるがそれに反して告発されず,また告発されるであろうとも告知されなかった者に,新裁判官準則 3 条(b)は適用されな124。新裁判官準則前文(d)違反によって質問の期間を警察官が引き延ばすことは誤っており,このような者にも適用されるよう新裁判官準則 3 条(b)の改正が提案されていた25)。

新裁判官準則前文(d)に従って告発されるべきではあるが実際には告発されていない期間は告発に該当しない<sup>26)</sup>が、告発されるであろうと告知された場合は告発に該当する<sup>27)</sup>。また新裁判官準則前文(d)に違反して告発しなかった場合、その後獲得されたかなされた供述が任意の供述であるのかどうかを判断する際に、その違反は考慮されるファクターであろう<sup>28)</sup>。そうすることは新裁判官準則違反であるのだけれども、さらに質問するために告発を遅らせる警察にとってのインセンティブが存在している。告発されるべきであるが告発も告発されるであろうとも告知されなかった者は告発されたものとし、例外を除いてそのような者への質問を新裁判官準則は明確に禁じ、そのような者への質問によって得られた返答は新裁判官準則違反として取り扱うべきであると、私は考えるべきであった。

Confait 事件では,25日午前2時頃に DCS Jones は少年らに証拠を示した後で彼らは告発されるであろうと告知したが,午後1時45分頃まで告発されなかった。約12時間前に示した以上の証拠は,告発時に存在しなかった。もしも25日午後1時45分に告発するに足る証拠を持っていたのであれば,どうして供述書面完成後にそれを持っていると考えることができな

かったのか理解することは困難である。

私の意見において,3人すべての少年に関して新裁判官準則前文(d)違反,そして Leighton に関して新裁判官準則3条違反が存在した。しかしながら Leighton に対する試みは,消極的なものであって害はなかった。私は当該違反を技術上のものとしてみなしている。また告発されるであろうと告知された者は告発されたかのように取り扱われるべきであると Conway v. Hotten は宣言していたが,それは1972年よりも後のことであった<sup>29</sup>)。

#### 第3節 フィリップス委員会への意見書

被疑者に質問し取調べなどの結果を考慮する相当な時間を警察が持たなければならないと考えるのであれば、困難が存在する。その1つが、新裁判官準則3条(b)である。警察官は、こういった要求を無視することによって長期間の取調べを獲得するように誘惑されるかもしれない<sup>30</sup>)。

Michael Zander は、刑事手続に関する王立委員会(The Royal Commission on Criminal Procedure)(以下,フィリップス委員会(Philips Commission))への意見書において次のように述べていた。訴追側をアシストするためになされるべきである変更が存在する。それは警察が告発後に質問できないという新裁判官準則における規定<sup>31)</sup>を廃止することである。この準則の背景にある理論は,その時点で警察は彼らの本来の職務を終えたということである<sup>32)</sup>。この理論は非現実的である。たとえ告発がなされたとしても,捜査される必要のある多くの他の問題が存在するのはもっともなことである。告発後の質問を妨げる当該規定は,警察ができるだけ長く告発を遅らせるという事態を招いた。それは望ましくない余波であった。告発後の段階での質問を妨げられることは,警察の取調べを含む捜査の適切な遂行に反している。もしも告発後の質問が始められるのであれば,より早期の段階で適用される適切な保障と同種のものの対象となるに違いない。新裁判官準則3条(b)におけるさらなる質問を妨げる規定は,廃止されるべきである<sup>33)</sup>。たとえ告発後であっても,警察は被疑者に自由

に質問し続けることができるべきである<sup>34)</sup>。

ロンドン警視庁の警視総監は,次のように述べていた。警察官は,犯罪 が犯されたか、または何人かが犯したかを発見しようとする場合、被疑者 であると否とを問わず、有益な情報を入手できると思われる者は何人でも これを質問することができる。このことは、当該の者が当該犯罪について 逮捕、告発、訴追されるかもしれない旨を告知されていると否とを問わな い。これは最後の文を除いて、新裁判官準則1条350の文言に従っている。 新裁判官準則3条(b)による質問への制限なしに告発後か訴追されるかもし れない旨を告知された後の質問を、これは警察官にとって可能とするであ ろう。告発後か訴追されるかもしれない旨を告知された後に,警察官がさ らに質問することを望むことは稀である。しかし有罪を確認しようが有罪 の誤りを証明しようが、このような質問が必要であるのならばいずれにし てもそれを制限することへの正当化を私は理解できない。告発後か訴追さ れるかもしれない旨を告知された後に、他の被疑者や証人によってなされ た供述そして警察によって受け入れられた法的助言の結果として、さらな る質問が必要となるかもしれない。このようなさらなる質問は,人に不利 に事件を組み立てることを目的とはしておらず真実を確かめることを目的 としていると、私は強調する。自白をサポートするか否定するかもしれな いさらなる証拠を捜す義務が警察にはあると、Confait 報告書36)において Henry Fisher 卿は述べていた。自白が存在しようがしまいが、事件を強 化しようがしまいが、告発された者に対して真実を確かめるために必要な さらなる質問は公共の利益においてのみあり得,有罪となることとは別に 人を害し得ないと思われる。こういった理由で,新裁判官準則3条(b)廃止 を支持する<sup>37)</sup>。新裁判官準則3条(b)による質問への制限を除去することを 勧告する<sup>38)</sup>。また,告発するに足る証拠を警察官が所有しているにもかか わらず、遅滞なく告発することが適切ではないまったく正しい理由が存在 するのがもっともである事実を認めるように,新裁判官準則前文(d)は改正 されるべきである<sup>39)</sup>。

Legal Action Group は,次のように述べていた。告発後に被疑者を取り調べる警察への新裁判官準則に含まれた制限の除去を,われわれは勧告する。もしもソリシタの立会によって保護されるのであれば,制限を正当化するものはないように思われる。われわれの経験において,現在存在している制限は被告人の利益にめったに働かない。これは主に,新裁判官準則前文(d)を警察が尊重していないからである。こうしてさらに取り調べることから排除するであろうことから,告発するに足る証拠を持っているが告発するつもりはないことを警察官が率直に認めることは珍しいことではない<sup>40</sup>。告発後の被疑者への質問は許されるべきであると,われわれは勧告する<sup>41</sup>。

内務省は、次のように述べていた。質問の終了時点(その時点以後,返 答は証拠として通常許容されなくなるであろう)は、身柄拘束中の者が告 発されるか訴追されるかもしれない旨を告知される段階である<sup>42)</sup>。告発後 の質問を制限することは、新裁判官準則前文が想定した告発するに足る証 拠を入手した時点というよりも、さらなる情報が獲得され得ないことに警 察が満足するまで告発を遅らせるように警察を導いていた43, 告発し裁判 所の前に引致することが可能な証拠が存在していることが、逮捕の時点か 直後から明らかな場合がある。火器を所持しているところを銀行の外で逮 捕された際に、警察が被疑者に質問し取調べを含む捜査をすることは公共 の利益であろう。盗品や武器の発見のための質問や余罪について質問する ことは,公共の利益であるのかもしれない。いったん告発されると質問は できず,そしていったん裁判所に引致されると必ずしも勾留されるとは限 らず、勾留されたとしても拘置所であって警察勾留ではないかもしれない。 それゆえ被疑者を最も早い実行可能な段階で告発し裁判所の前に引致しな いかもしれないことは,驚きではない。もしも速やかな告発と裁判所への 引致が確実にされたのであれば、告発後の質問と警察勾留が許されるべき である。新裁判官準則 3 条(b)による質問の制限について被疑者の利点がど のようなものであっても,犯罪捜査にとっての好ましくない結果に留意す

### る必要がある<sup>44)</sup>

- 1) R. M. Jackson, ENFORCING THE LAW, 1967, at 67. このことによる不安はないとの見解もあった (R. N. Gooderson, THE INTERROGATION OF SUSPECTS, THE CANADIAN BAR REVIEW 48, 1970, at 275 ).
- 2) 「身柄を拘束されているその犯罪のその原因に関して,黙秘権を告知された後の身柄拘束中の者への質問や反対質問を,奨励したり認可したりするようには,準則3条は決して意図されていなかった。そしてこの準則が制定されるずっと以前から,そして制定以後も,そのように不適切になされた質問に対する何らかの返答を証拠として提出されるように裁判官が許容しないということが慣行であった。しかしいくつかの事件においては,黙秘権の告知がなされた後に身柄拘束中の者に質問することが,適切かつ必要であるかもしれない。例えば不法目的侵入罪で逮捕された者が,彼が正式に告発される前に『私はその財産を隠すか捨てた』と言うかもしれず,そして黙秘権の告知後,彼は適切に『あなたはそれをどこに隠したか捨てたのですか?』と尋ねられるであろう。また人が常習犯として正式に告発される前に,彼は彼が最後に刑務所を出所してから彼がやってきたことについて説明するように適切に要求される。準則3条はこのようなケースに適用されるように意図されており,そしてそう理解することで,あいまいさを明瞭にする必要性のあるような場合を除いて任意の供述への何らかの質問を禁止する準則7条に矛盾しないし制限も加えない」(Home Office Circular No. 536053/23, June 24<sup>th</sup>, 1930, at 2-3 )。
- David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, WOLCHOVER and HEATON-ARMSTRONG ON CONFESSION EVIDENCE, 1996, at 196-197.
- 4) The Judges' Rules [1964] Crim. L. R. 161, at 162; a Police Officer, The Judges' Rules and the Police [1964] Crim. L. R. 173, at 175. 参照,青柳文雄「供述証拠に関するイギリス法とアメリカ法」法学研究48巻8号9頁(1975年)。
- 5) 「旧裁判官準則 7条 任意の供述をする身柄拘束中の被疑者に対して反対質問をしてはならず,また被疑者が実際にした供述中のあいまいな点を除去する場合を除いてその供述に関して被疑者に質問してはならない。例えば被疑者がある時間のことを述べたが午前か午後かを言わなかった場合,何曜日で何日と言ったがそれが一致しない場合,供述のどこかの部分で言及するつもりでいた者または場所を明らかにしなかった場合などには,被疑者に対してそれらの点を明らかにするに足る程度の質問をすることができる。」
- 6) 参照,井上正仁「イギリスの黙秘権制限法案(1)」ジュリスト1053号42頁(1994年)。
- Ian Brownlie, POLICE POWERS-IV Questioning: A General View [1967] Crim L. R.
  at 84-85.
- 8) J. C. Smith, *The New Judges' Rules-a Lawyer's view* [1964] Crim. L. R. 176, at 181. 参照, David Wolchover, *VALIDATING THE ACCUSED'S CONFESSION*, THE MODERN LAW REVIEW, Vol. 47-5, 1984, at 540.
- D. A. Thomas, THE REVISED JUDGES' RULES, THE BRITISH JOURNAL OF CRIMINOLOGY, vol. 4, 1963-64, at 385.
- 10) A Detective, THE JUDGES' RULES: ASSESSMENT AND COMMENT, THE POLICE

#### イギリス新裁判官準則期における告発後の取調べについて(和田進)

JOURNAL, vol. XXXVII, No. 4, 1964, at 157; J. Cropper, CRIMINAL EVIDENCE and Preparation of Cases for Prosecution, 1965, at 37. 参照, 土屋正三「「裁判官規則」の改正」警察研究35巻8号113頁(1964年), 兒島武雄「自白と「裁判官準則」」佐伯千仭博士還曆祝賀犯罪と刑罰(下)335頁(1968年)。

- 11) L. H. Leigh, POLICE POWERS IN ENGLAND AND WALES, 1975, at 152.
- 12) Jackson, supra note 1, at 67.
- 13) Cropper, supra note 10, at 37. 参照, 兒島・前掲註(10)335頁。
- 14) Gooderson, supra note 1, at 298. また告発後の質問が爆弾に関する場合,同時記録中に 爆発する可能性があるので,厳格に順守するには速記者チームが必要であるとの指摘も あった。またこのような記録は警察官のノートブックになされるのが最も便利な方法であ り,日常事務であっていかなる困難も惹起してはならないとされた [Detective, supra note 10, at 157-158, 161. 参照,土屋・前掲註(10)114,118頁]。
- 15) 参照, Pauline Morris, POLICE INTERROGATION IN ENGLAND AND WALES A Critical Review of the Literature prepared for the Royal Commission on Criminal Procedure, 1978, at 33. テープ録音は,今以上に新裁判官準則違反を明らかにしそうであるとされた。まず第1に警察に広く受け入れられる取調べの法律と倫理観についての新しい解決がなければ,テープ録音が十分に機能し得るとは考えられないとされた。新しいルールを考案することは,王立委員会の主な目的の1つであるべきであるとされた。これらのルールは,それが適当な事件では適切な保障を伴って限定された期間質問のための留置を許すべきであるとされた [Glanville Williams, The Authentication of Statements to the Police [1979] Crim. L. R. 6, at 22. 参照,渡部保夫・無罪の発見368頁(1992年)]。
- 16) Jackson, supra note 1, at 68. また刑事法改正委員会は,黙秘権の実質的廃止を提案していた。もしも被告人が警察による取調べもしくは告発に際して同人が後に弁論に用いた事実に触れなかったときは,陪審もしくはマジストレイトはそのことから「適当と思われる推論」を引き出すことができる。これは予備審問ならびに公判にも適用される。すなわち被告人が応答すべきケースであったか否かの決定,被告人の有罪の立証および補強証拠において,先の黙秘権行使は被告人に対して不利益に用いることができるとのことであった〔庭山英雄・民衆刑事司法の動態17-18頁(1978年)〕。しかしながら新裁判官準則3条(b)によって許される告発後の質問については,これらの適用は予定されていなかった〔Criminal Law Revision Committee ELEVENTH REPORT Evidence (General) (Cmnd. 4991), 1972, paras 37-38, 43〕。
- 17) Conway v. Hotten (1976) 63 Cr. App. R. 11.
- 18) Report of an Inquiry by the Hon. Sir Henry Fisher into the circumstances leading to the trial of three persons on charges arising out of the death of Maxwell Confait and the fire at 27 Doggett Road, London SE6, 1977, para. 2.7.
- 19) Id. para. 2.8.
- 20) 参照,渡部保夫=指宿信「『公訴官に関する規則』(Code for Crown Prosecutors)」北大 法学論集40巻1号281頁(1989年),ギスリー・グッドジョンソン(庭山英雄=渡部保夫= 浜田寿美男=村岡啓ー=高野隆訳)・取調べ・自白・証言の心理学326-327頁(1994年),

葛野尋之「警察留置と「捜査と拘禁の分離」」立命館法学306号312-313頁(2006年),京明「イギリスの「適切な大人(Appropriate Adult)」制度について」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報3号79-80頁(2006年),白川靖浩「イギリスにおける被疑者取調べについて(中)」警察学論集60巻5号123-125頁(2007年),葛野尋之・刑事手続と刑事拘禁87-88頁(2007年),京明「被疑者取調べにおける精神障害者等の供述の自由(1)」香川法学28巻2号311-308頁(2008年),白川靖浩「イギリスにおける被疑者取調べについて」警察政策研究12号275-276頁(2009年)など。

- 21) Report, supra note 18, para. 15.9.
- 22) Id. para. 2.12.
- 23) Id. para. 15.9.
- 24) R v. Collier [1965] 1 W. L. R. 1470; [1965] 3 All E. R. 136. また参照, Conway v. Hotten, supra note 17.
- 25) Report, supra note 18, para. 2.25.
- 26) R v. Collier, supra note 24.
- 27) Conway v. Hotten, supra note 17.
- 28) R v. Collier, supra note 24.
- 29) Report, supra note 18, paras 20.1-20.6.
- R. M. Jackson, ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE Evidence No. 81, 1978, para. 4.
- 31) 新裁判官準則 3 条(b)。 しかしながら裁判所は,当該準則違反を大目に見ている。参照, Conway v. Hotton, supra note 17.
- 32) 告発後において警察は職務完了済みであるとみなされ,有罪判決を下す仕事を裁判所に任せるべきである。その時点で質問する警察官の権限が取り去られることによって,被告人の黙秘権は強化される。特に新裁判官準則前文(d)が存在することから,告発後の質問禁止は警察にとって極めて不便なものである。告発後の質問を妨げる規定は,当事者主義におけるフェア・ブレーのコンセプトの発展である [Michael Zander, *The Right of Silence in the Police Station and the Caution*, P. R. Glazebrook (ED.), Reshaping the Criminal Law, 1978, at 346-347]。
- Michael Zander, The Royal Commission on Criminal Procedure Part 1 of the Written Evidence of Michael Zander, 1978, at 99-100.
- 34) Id. at 150.
- 35) 「新裁判官準則1条 警察官は,犯罪が犯されたか,または何人かが犯したかを発見しようとする場合,被疑者であると否とを問わず,有益な情報を入手できると思われる者は何人でもこれを質問することができる。このことは,当該犯罪について告発されていないか,または当該犯罪で訴追されるかもしれない旨を告知されていない限り,当該の者が拘禁されていると否とを問わない。」
- 36) Report, supra note 18, para. 23.1.
- 37) Metropolitan Police, The Royal Commission on Criminal Procedure Part I of the Written Evidence of The Commissioner of Police of the Metropolis, 1978, at 81-83.

- 38) Id. at E. 97.
- 39) Metropolitan Police, The Royal Commission on Criminal Procedure Part II of the Written Evidence of The Commissioner of Police of the Metropolis, 1978, at vii.
- 40) THE LEGAL ACTION GROUP, LEGALITY IN THE CRIMINAL PROCESS Evidence of The Legal Action Group to The Royal Commission on Criminal Procedure, 1979, para. 3.20.
- 41) Id. para. 3.23.
- 42) Home Office, HOME OFFICE EVIDENCE TO THE ROYAL COMMISSION ON CRIMINAL PROCEDURE Memorandum No IV THE LAW AND PROCEDURES RELATING TO THE DETENTION AND TREATMENT OF PERSONS IN POLICE CUSTODY, 1978, para. 8.
- 43) Id. para. 73.
- 44) Id. paras 76-77.

# 第4章 あとがき

フィリップス委員会への意見書において,新裁判官準則3条(b)の廃止が述べられていた。しかしながらフィリップス委員会は,次のように勧告していた。

「最終的に当該規範は,特定の犯罪について質問することに制限を課している裁判官準則において存在している規定を,繰り返すべきである。目下のところ被疑者がその犯罪で告発された以後においては,例外状況を除いて質問は許されておらず<sup>1)</sup>,そして警察がそうするに足りる十分な証拠を入手する際には,人は告発されなければならない<sup>2)</sup>。こういった規定は2つの理由で不満足なものであることを,われわれへの証人らは示唆していた。他の犯罪でホールディング・チャージを行う警察によって,または告発を遅らせるために証拠の十分性判断に主観的な要素を持ち込む警察によって,それらは潜脱され得,そして質問は引き延ばされ得る。しかしながら,まずまずのまたは実行可能な代わりになるものを,われわれは見出すことができない。質問の終わりとなる時点が存在するに違いなく,そして告発の時点が明確な出

来事を提供する。告発するに足りる十分な証拠が存在するのかどうかの判断は,捜査官に利用可能な証拠に基づいて,捜査官とは別の者によってはなされ得ない。警察署への到着時,6時間後,そして24時間後の責任ある留置審査についてのわれわれの提案が,身柄拘束中の質問を引き延ばすための告発遅延やホールディング・チャージの使用に対する,十分かつ独立した保障を提供するであろうと,われわれは考えている<sup>30</sup>。1<sup>40</sup>

その後,新裁判官準則前文(d)は1984年実務規範 C11 条 2 項,17条 1 項,PACE 37条 7 項となり,新裁判官準則 3 条(b)は1984年実務規範 C17 条 5 項 $^{5}$ ),8 項 $^{6}$ )となった。当初は1984年実務規範 C17 条 1 項の草案に11条 2 項の内容が盛り込まれていた $^{7}$ )。またもともと PACE 37条 7 項の法案は,告発するに足りる十分な証拠があるときは告発するか訴追されるかもしれない旨を告知することになっていた $^{8}$ )が,後者は削除された $^{9}$ )。フィリップス委員会は告発後の質問に反対していたのだけれども $^{10}$ ),1984年実務規範 C17 条 5 項は質問の第 3 の可能性を明確に規定していた $^{11}$ )。1984年実務規範 C17 条 5 項は新裁判官準則 3 条(b)とほぼ同じである $^{12}$ )が,新しい情報につき被疑者がコメントすることが司法の利益に合する場合も告発後の質問を許すようになったのであった $^{13}$ )。

現在,告発後に質問が終了しなければならないルールに対して,3つの例外が存在している。第1に,被拘束者の告発後または訴追されるかもしれないとの告知を受けた後に,警察官がその者に他の者の作成した供述書面または他の者の取調べの内容を告知しようと望むときは,その警察官はその供述書面の真正の写しを手交するか,取調べ記録の内容を知らせなければならない。しかし,黙秘権を告知することなどを除いて,返答やコメントを誘うようなことをしてはならない(改正実務規範C16条4項)。第2に,「ある犯罪で告発されたか,その犯罪を理由に訴追されるかもしれないとの告知を受けた後は,その犯罪に関する取調べを被拘束者にしてはならない。ただし取調べが,・第三者または公共に対する侵害ないし損害

を予防しもしくは最小限のものにするために必要な場合・または前になされた返答ないし供述のあいまいな点を明らかにするために必要な場合・または告発の後,もしくは訴追されるかもしれない旨を告知された後に判明した犯罪に関する情報につき質問し,それについてコメントする機会を与えることが司法の利益において必要な場合,その限りではない。かかる取調べをする前に取調官は,(a)『何も言う義務はないが供述すれば証拠として提出されることがある』と被拘束者に黙秘権を告知しなければならず,かつ,(b)被拘束者に法的助言を受ける権利について思い出させなければならない。参照,注記16B」と,改正実務規範C16条5項は規定している。そして第3の例外は,1987年刑事司法法(Criminal Justice Act 1987)2条の下での重大詐欺局局長の権限に関係している。重大詐欺局が創設された際に局長は被疑者に質問する権限を与えられ,それは告発後に質問することを可能にしている。

新裁判官準則 3 条(b)は1984年実務規範 C17 条 5 項となり,その後改正 実務規範 C16 条 5 項となった。本稿では PACE 以前の新裁判官準則期に おいて,告発するに足る証拠の存在する被疑者を質問することでさらなる 証拠を獲得するために身柄拘束を延長する警察の自由を潜在的に強く抑制 したとも言われている,新裁判官準則前文(d),新裁判官準則 3 条(b),そして1952年マジストレイト裁判所法38条 4 項 (後の1980年マジストレイト裁判所法43条 4 項)のうち,新裁判官準則 3 条(b)について検討した。また告発後に質問が終了しなければならないルールに対する 3 つの例外のうち,第 2 の例外を取り巻く状況についても以前検討した<sup>14</sup>。第 1 および第 3 の例外を取り巻く状況についても検討する必要があると思われるが,それについては別の機会に検討することとしたい。

- 1) 新裁判官準則 3条(b)。いったん被疑者が告発されると,警察による捜査期間は終了する。 取調べを含む捜査はもはや自由ではない [ The Royal Commission on Criminal Procedure REPORT (Cmnd 8092), 1981, para. 3.44]。
- 2) 新裁判官準則前文(d)。
- 3) 告発に関する委員会の提案や訴追基準については、REPORT, supra note 1, paras 8.4,

8.9.

- 4) Id. para. 4.114. 参照, 井上正仁 = 長沼範良「イギリスにおける刑事手続改革の動向 (三), ジュリスト769号118頁(1982年).
- 5) Home Office, DRAFT CODE OF PRACTICE FOR THE DETENTION, TREATMENT AND QUESTIONING OF PERSONS BY POLICE OFFICERS, 1982, para. 18.6; Revised DRAFT, 1983, para. 19.6; 3<sup>rd</sup> DRAFT, 1983, para. 19.6; 4<sup>th</sup> DRAFT, 1984, para. 17.5; 5<sup>th</sup> DRAFT, 1985, para. 17.5.

犯罪についての質問は当該犯罪で告発後は禁止されるという新裁判官準則の規定を,実務規範も維持している。この規定は何人かの批評家によって奇妙なものと考えられてきた (St John A. Robilliard and Jenny McEwan, Police Powers and the Individual, 1986, at 162-163 ]。新裁判官準則前文(d)の適用にあたり「告発するに足る証拠」と「有罪と宣告するに足る証拠」とを等しいと考えたのであれば驚きではないであろうが,取り調べる自由を終了させ,さらなる情報を自発的に申し出る必要はないと被疑者に警告しながら,告発するに足る証拠を入手するや速やかに被疑者を告発することを警察官に求めることは不合理であると考える者もあったからであった [Donald Thompson, Questioning: A Comment [1967] Crim. L. R. 94, at 99-100 ]。

- 6) 新裁判官準則 3 条(b)は,1984年実務規範 C の草案17条 5 項と17条 7 項で再生された [David Wolchover, VALIDATING THE ACCUSED'S CONFESSION, THE MODERN LAW REVIEW, Vol. 47-5, 1984, at 540 ]。参照, Home Office, id. para. 18.7; para. 19.7; para. 17.7; para. 17.8.
- 7) 拙稿「イギリス1984年警察・刑事証拠法期における告発前の取調べの終了時点について」立命館法学310号2266頁(2007年)。
- 8) Police and Criminal Evidence Bill [Bill 16], 17 November 1982, at 22; David Wolchover, The Police Bill and the Scope of Existing Powers of Detention for Questioning, The Law Society's Gazette, 23 November 1983, at 2979 など。
- 9) Police and Criminal Evidence Bill (225-II), 25 June 1984, at 17 など。
- 10) REPORT, supra note 1, para. 4.114. 参照, 小山雅亀「イギリスにおける告発(charge) の前と後(上)」西南学院大学法学論集41巻3・4合併号51頁(2009年)。
- 11) Clive Walker, Post-Charge Questioning of Suspects [2008] Crim. L. R. 509, at 514.
- 12) 実務規範においても「あいまい」に関する1929年報告書の見解は、いまだに適切であろう [ David Wolchover and Anthony Heaton-Armstrong, WOLCHOVER and HEATON-ARMSTRONG ON CONFESSION EVIDENCE, 1996, at 196-197)。
- Michael Zander, Police and Criminal Evidence Bill-VI: Codes of Practice, N. L. J., April 15, 1983, at 342.
- 14) 拙稿「イギリスー九八四年警察・刑事証拠法期における告発後の取調べについて」大阪 学院大学法学研究34巻1号207-236頁(2007年)。